

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年 6月23日 |
| 【会社名】 | 株式会社クエスト |
| 【英訳名】 | Quest Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 清澤 一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝浦一丁目12番3号 |
| 【電話番号】 | (03)3453-1181 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 塚田 治樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝浦一丁目12番3号 |
| 【電話番号】 | (03)3453-1181 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 塚田 治樹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成28年6月21日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当は当社普通株式1株につき金30円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、また、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を非業務執行取締役まで広げること等を目的として変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、佐藤和朗、清澤一郎、塚田治樹、兒島賢、大橋春彦及び佐野十久司の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、上柳敏郎、堀井啓祐及び吉村卓士の各氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小西和雄氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額210百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 33,863 | 31 | - | (注)1 | 可決(99.91%) |
| 第2号議案 | 33,840 | 54 | - | (注)2 | 可決(99.84%) |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 佐藤 和朗 | 33,290 | 604 | - | | 可決(98.22%) |
| 清澤 一郎 | 33,793 | 101 | - | | 可決(99.70%) |
| 塚田 治樹 | 33,799 | 95 | - | | 可決(99.72%) |
| 兒島 賢 | 33,799 | 95 | - | | 可決(99.72%) |
| 大橋 春彦 | 33,799 | 95 | - | | 可決(99.72%) |
| 佐野 十久司 | 33,799 | 95 | - | | 可決(99.72%) |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 上柳 敏郎 | 33,798 | 96 | - | | 可決(99.72%) |
| 堀井 啓祐 | 33,796 | 98 | - | | 可決(99.71%) |
| 吉村 卓士 | 33,759 | 135 | - | | 可決(99.60%) |
| 第5号議案 | 33,847 | 47 | - | (注)3 | 可決(99.86%) |
| 第6号議案 | 33,709 | 185 | - | (注)1 | 可決(99.45%) |
| 第7号議案 | 33,744 | 150 | - | (注)1 | 可決(99.56%) |

(注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上